

岡崎市認可外保育施設運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認可外保育施設の保育の質の向上を図り安全で衛生的な保育環境を確保するため、予算の範囲内において岡崎市認可外保育施設運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 認可外保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条に規定する業務を目的とする施設であって法第35条第4項の認可を受けていないもので、愛知県又は岡崎市に対し法第59条の2第1項の規定により届出がされている施設をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 事業を行う者が当該事業所の従業員のために設置する施設

イ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、企業主導型保育事業を行う施設

(2) 入所児童 認可外保育施設に一定期間以上継続して入所している岡崎市に住民登録を有する小学校就学前の児童で、いずれの認可保育園、認可こども園、及び認可幼稚園にも就園していない者をいう。

(3) 障がいのある児童 療育手帳、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する、又は療育を必要とする旨の診断を受けた入所児童をいう。

(補助対象施設)

第3条 補助金は、次の各号のすべてに該当する認可外保育施設に対し、交付するものとする。

(1) 保育時間は、原則として8時間以上であること。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(2) 認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年厚生労働省雇児発第177号）

に定める認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という。）を満たし、岡崎市認可外保育施設指導監督基準適合証明書の交付を受けている施設であること。

- (3) 補助申請を行う年度の4月1日現在において、認可外保育施設の開設後引き続き1年以上運営を行っていること。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、補助を受ける年度中（第7条の規定による交付決定前の期間を含む。）の次に定める経費とする。

- (1) 園児賠償責任保険の掛金に要する経費
- (2) 嘱託医を置き、乳幼児の健康診断を実施した場合の経費
- (3) 保育従事者について、指導監督基準で求める職員数を全て有資格者（保育士等）で配置した場合の person 費
- (4) 障がいのある児童を保育するにあたり、指導監督基準を超えて障がい児保育分として保育士を配置した場合の person 費

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表により算出した額とし、申請に基づき決定する。

- 2 前項の補助金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の申請をしようとする施設の代表者は、様式第1号による補助金交付申請書に係書類を添えて、市長が指定する日までに提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 補助金の交付決定は、様式第2号による補助金交付決定通知書にて申請者へ通知するものとする。

- 2 補助金の決定額に変更が生じた場合は、施設の代表者は様式第3号による補助金変更交付申請書を提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、様式第4号による補助金変更交付決定通知書

により交付の決定を変更することができる。

(補助金の確定)

第8条 補助金の確定は、様式第5号による補助金実績報告書に基づき行い、様式第6号による補助金交付確定通知書にて申請者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金の交付の決定を受けた者からの請求により交付する。

(経理)

第10条 補助金の交付を受けた認可外保育施設は、事業の実施内容及びその収支を明確にした書類を常に整備しておかなければならない。

2 市長は、補助金の交付を受けた認可外保育施設に対して、当該補助金の執行状況について帳簿その他必要な書類を調査し、又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、前項の規定に基づく調査により補助金の交付を受けた施設が、この要綱に違反した、又は虚偽の申請により補助金の交付を受けたと認めたときは、その補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助基準額
①園児賠償責任保険の掛金に要する経費	1施設当たり 年額 15,000 円
②嘱託医を置き、乳幼児の健康診断を実施した場合の経費	1施設当たり 年額 117,000 円 (検査項目は、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する検査の項目に準ずるもの)
③保育従事者について、指導監督基準で求める職員数を全て有資格者（保育士等）で配置した場合の人員費	毎月 1 日に在籍する岡崎市在住の乳児が 6 名以上の場合 0～2 歳児数 1 人当たり 月額 5,000 円 (月額上限 100,000 円)
④障がいのある児童を保育するにあたり、指導監督基準を超えて障がい児保育分として保育士を配置した場合の人員費	毎月 1 日に在籍する岡崎市在住の障がい児 障がい児数 1 人当たり 月額 15,000 円 (月額上限 100,000 円)

備考

補助金の額は、補助対象経費の区分ごとに、補助対象経費の実支出額（①及び②については、実支出額に2分の1を乗じて得た額）から寄附金その他の収入額を控除した額と、補助基準額とを比較して少ない方の額を選定し、これにより得られた額の合算額とする。ただし、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。